

字 防 災 会 規 則

（名称）

第1条 この会は、 字防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第2条 本会の事務所は、各公民館に置く。

（目的）

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）防災に関する知識の普及に関すること。
- （2）災害等に対する予防に関すること。
- （3）災害等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- （4）防災訓練の実施に関すること。
- （5）防災資機材等の備蓄に関すること。
- （6）その他本会の目的を達成するために必要な事項。

（会員）

第5条 本会は 字内にある世帯人をもって構成する。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- （1）会長 1人（ただし、字区長をもってあてる。）
- （2）副会長 1人
- （3）班長 5人

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

（役員の仕事）

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、災害発生時における応急活動の

指揮を行う。

(総会)

第 8 条 総会は、会員全員をもって構成する。

2 総会は、毎年 1 回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関する事。

(2) 防災計画の作成及び改正に関する事。

(3) 事業計画に関する事。

(4) 予算及び決算に関する事。

(5) その他、総会が特に必要と認めた事。

(防災計画)

第 9 条 本会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

(1) 災害発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事。

(2) 防災知識の普及に関する事。

(3) 防災訓練の実施に関する事。

(4) 災害発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関する事。

(5) その他必要な事項。

(経費)

第 10 条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第 11 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計監査)

第 12 条 会計監査は、毎年 1 回監査役が行う。ただし、必要がある場合は臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付 則

この規約は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。